

当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 社会的養育に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設（主任級）と堺市の定期的な会議において、権利擁護に関する情報共有を行っている。 ・児童養護施設において、子ども本人に対して権利ノートを使用する等して、権利擁護に関する啓発を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：25人 ・子ども本人への啓発プログラム等：各児童養護施設において1回
2 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度より児童養護施設1施設において、意見表明等支援事業を開始しており、令和6年5月現在、子ども相談所及び施設職員に対して説明会を複数回実施している。今後、子どもへ説明し本格実施となる予定。 ・一時保護所は当該事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者可能数約200人 ・対象者数約250人 ・割合約80%
3 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度のアンケート調査で把握する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にアンケートを実施することで認知度・利用度・満足度を確認する。
4 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度のアンケート調査で把握する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にアンケートを実施することで理解度を確認する。
5 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に意見表明できるハガキ ・さかい子ども相談フリーダイヤル ・施設に指名されている第三者委員 ・意見表明等支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者可能数約200人 ・対象者数約250人 ・割合約80% ・満足度の確認体制の整備は定期的なアンケートで実施する。
6 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会その他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月に子ども権利擁護部会を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済
7 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制	<ul style="list-style-type: none"> ・「堺市社会的養育推進計画懇話会」の委員に社会的養護経験者を2名選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済
8 措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度にアンケート調査を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にアンケートを実施する。

■年度ごとの定量的な整備目標

①子どもへの意見聴取等措置について

子どもの意見又は意向を尊重し、子子どもの最善の利益を考慮した上で、措置や委託・一時保護等が行われるよう、意見聴取等措置についての方策を講じる。

②意見表明等支援事業について

令和6年度において、一時保護所及び児童養護施設1施設に対して当該事業を実施中。今後は、残りの児童養護施設3施設に対して順次実施を検討する。また、里親やファミリーホームに措置している子どもについても順次実施を検討する。

③子どもの権利擁護に係る環境整備について

子ども権利擁護部会は令和6年4月に設置している。他市事例等を参考にしながら円滑な運用に努める。

④権利擁護に関するハンドブックについて

上記の新たな項目を踏まえて、支援者のハンドブックを改訂する。

■年度ごとの定量的な整備目標

■年度ごとの定量的な整備目標	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 社会的養育に関する関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	毎年度実施 ・関係職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：25人 ・こども本人への啓発プログラム等：各児童養護施設において1回				
2 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	利用者数50人 25%	利用者数50人 25%	利用者数100人 50%	利用者数150人 75%	利用者数200人 100%

■評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 社会的養育に関する関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	毎年度実施 ・関係職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：30人 ・こども本人への啓発プログラム等：各児童養護施設において1回					
2 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数①及び割合②並びにそのうち事業を利用した子どもの割合③、第三者への業務委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか）④）	①200人 ②80% ③25% ④委託有	①200人 ②80% ③25% ④委託有	①200人 ②80% ③25% ④委託有	①200人 ②80% ③50% ④委託有	①200人 ②80% ③75% ④委託有	①200人 ②80% ③100% ④委託有
3 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度①・利用度②・満足度③	①50% ②アンケート開始時点% ③アンケート開始時点% ④ 意見箱	①60% ②段階的引上 ③段階的引上	①70% ②段階的引上 ③段階的引上	①80% ②段階的引上 ③段階的引上	①90% ②段階的引上 ③段階的引上	①100% ②80% ③80%
4 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	①50% ②アンケート開始時点% ③アンケート開始時点% ④ 大切なお知らせハガキ	①60% ②段階的引上 ③段階的引上	①70% ②段階的引上 ③段階的引上	①80% ②段階的引上 ③段階的引上	①90% ②段階的引上 ③段階的引上	①100% ②10% ③80%
5 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合①及び意見表明に係る満足度②	①80% ②アンケート開始時点%	①80% ②段階的引上げ	①80% ②段階的引上げ	①80% ②段階的引上げ	①80% ②段階的引上げ	①80% ②80%
6 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会その他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	設置済 申立件数 ー	設置済 申立件数 ー	設置済 申立件数 ー	設置済 申立件数 ー	設置済 申立件数 ー	設置済 申立件数 ー
7 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無	有	無	有	有	有	有
8 措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	有	有	有	有	有	有

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

①相談支援体制の整備に向けた支援・取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 こども家庭センターの設置数	・堺市内全7区に設置済	達成済
2 こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	・要保護児童調整機関担当者研修（法定研修） ・家庭相談員研修：経験年数別で実施（初任者、4年目まで、全員） ・家庭相談員と児童相談所との合同研修：年1回 ・家庭相談員と女性相談員との合同研修：年1回 ・外部研修への派遣	家庭相談員対象（法定研修を除く） ・実施回数：8回、受講者数：延べ80人 児童相談所、女性相談員等と合同研修 ・実施回数：年2回以上、受講者数：延べ50人 外部研修への派遣：計5名を派遣
3 都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	・市町村と警察の合同研修（対面実施：大阪府内市町村が参加） ・大阪府、大阪市と研修会等を通じて交流	・大阪府内市町村と警察との連携研修：年1回、10名派遣（各区子育て支援課、子ども相談所各課） ・大阪府、大阪市と年2～3回程度実施
4 こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	令和6年4月、各区保健センター及び子育て支援課でサポートプランの策定開始。	実施済み

■年度ごとの定量的な整備目標

①こども家庭センターの連携体制、人材育成等について

- ・新たな取組であるサポートプランの共有等により、切れ目ない支援体制をめざす。
- ・要保護児童調整機関担当者研修（法定研修）の受講対象者を拡充し、母子保健、児童福祉担当者の知識共有を促進する。
- ・サポートプランについては、すべての母子保健における妊娠届出妊婦（プランA）、継続的支援が必要かつ保護者の課題や困りごとが行政と共有されている市民（おおむね4歳まで：プランB、4歳以降：プランC）の3種類を活用している。プランAは、妊婦が安心して出産を迎える子育てができるよう、活用できる制度やサービスを示す。プランBおよびCは対象者の子育ての方針や展望を可視化し、活用できる制度やサービスを示す。サポートプランを策定する際には、行政の立場からみた対象者のリスクに着目するだけでなく、対象者の考えを丁寧に聴き取る過程において強みやニーズを把握し、反映させる。各プランは、対象者の同意のもと、こども家庭センター内で共有し、子育て家庭を中心に母子保健分野および児童福祉分野で切れ目ない支援体制の構築に活用する。

②ヤングケアラーに対する支援について

令和5年4月より、堺市ユースサポートセンターにヤングケアラーのピアサポート等相談支援体制の推進事業を委託した。ヤングケアラー当事者からの相談対応、ヤングケアラー同士が集まる居場所の設定、ヤングケアラーについての広報啓発・支援機関への研修実施を計画期間中継続して行う。

令和6年度中に、ヤングケアラー世帯へのアウトリーチ型支援として、訪問支援事業を開始し、計画期間中継続して行う。また、支援者に対する啓発として、介護、医療、教育等に従事する職員に対し、研修を行う。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
定量 1 こども家庭センターの設置数	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)
2 こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	各年度ごと ii 整備すべき見込み量のとおり				

■ 評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 こども家庭センターの設置数	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)	7 (達成済)
2 こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	各年度ごと ii 整備すべき見込み量のとおり					
3 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況						
4 こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

②家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	<p>1 子育て短期支援事業</p> <p>①短期入所生活援助事業 ②夜間養護等事業</p> <p>本市では市内児童養護施設4か所、乳児院1か所、母子生活支援施設1か所及び市外乳児院1か所で実施。</p>	<p>第三期子ども・子育て支援事業計画作成にあたって実施する利用希望把握調査等の結果をもとに量の見込みを算出（集計中）</p> <p>*参考：平成元年度～令和5年度実績平均 ①短期入所生活援助事業 延べ420人 ②夜間養護等事業 延べ471人</p>
	<p>2 養育支援訪問事業</p> <p>①育児支援ヘルパー派遣事業 ②子育てアドバイザー派遣事業</p> <p>ヘルパーや子育てアドバイザーを派遣することで家事、育児等の子育て支援を実施。（利用実績別紙）</p>	<p>①令和2年度～令和5年度出生数（0歳）に対する各年度育児支援ヘルパー派遣（要支援家庭）実績数（実家庭数）の割合を、令和7年度～令和11年度推計人口（0歳）に乗じて算出（集計中）</p> <p>*参考：令和元年度～令和5年度実績平均28件 ②令和2年度～令和5年度就学前（0～5歳）人口に対する各年度子育てアドバイザーファミリーサービス派遣実績数（実家庭数）の割合の平均を、令和7年度～令和11年度推計人口（0～5歳）に乗じて算出（集計中）</p> <p>*参考：令和元年度～令和5年度実績平均28件</p>
	<p>3 一時預かり事業</p> <p>①民間認定こども園等一時預かり事業/堺市一時預かり事業（公立認定こども園） ②幼稚園一時預かり事業 ③市立幼稚園における預かり保育モデル事業</p> <p>緊急時の一時的な保育、リフレッシュ等による保育需要に対応するため実施。（利用実績別紙）</p>	<p>①②③令和2年度～令和5年度の利用児童数の状況の推移を考慮のうえ算出（集計中）</p> <p>*参考：令和元年度～令和5年度実績平均 ①民間認定こども園等一時預かり事業/堺市一時預かり事業（公立認定こども園） 延べ9,702人 ②幼稚園一時預かり事業 延べ130,278人</p> <p>*参考：令和2年度～令和4年度実績平均 ③市立幼稚園における預かり保育モデル事業 延べ7,300人</p>
	<p>4 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）</p> <p>ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し子育てを支援。令和6年度中に事業開始予定。</p>	年間120時間・20世帯
	<p>5 児童育成支援拠点事業（新規事業）</p> <p>未実施。</p>	ニーズ踏まえて検討する。
	<p>6 親子関係形成支援事業（新規事業）</p> <p>未実施。</p>	ニーズ踏まえて検討する。
2 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	<ul style="list-style-type: none"> ・市内児童養護施設4か所 ・市内乳児院1か所 ・市外乳児院1か所 ・市内母子生活支援施設1か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内児童養護施設4か所 ・市内乳児院1か所 ・市外乳児院1か所 ・市内母子生活支援施設1か所 ・里親、ファミリーホームは検討

■ 資源の整備・取組方針等

①家庭支援事業等の整備・充実について

6事業内、3事業を実施済。子育て世帯訪問支援事業については令和6年度中に事業者選定の上で実施予定。残りの2事業についてはニーズを踏まえ資源の確保の検討を行う。

②母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

DV被害者に限らず、幅広く活用可能である施設であることを所内研修等を通じて周知し、特に子育て短期支援事業において積極的な活用を促進する。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	6事業中4事業実施。継続してニーズ踏まえて検討する。				
2 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親、ファミリーホーム実施施設に制度案内、実施依頼を検討する。				

■ 評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	6事業中4事業実施。継続してニーズ踏まえて検討する。					
2 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親、ファミリーホーム実施施設に制度案内、実施依頼を検討する。					

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 児童家庭支援センターの設置数	児童家庭支援センター：1か所設置	児童家庭支援センター 1 か所設置済
2 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	令和5年度 受託指導件数：2世帯で延べ193件	5世帯 延べ件数 一
3 市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	児童家庭支援センターに隣接する児童養護施設（同法人）において、子育て短期支援事業を実施していることから、児童家庭支援センターでの子育て短期支援事業の委託は実施していない。	今後も、児童家庭支援センターと児童養護施設が相互に連携を行うことで家庭支援事業の一つとして地域資源の充実を図る。

■ 資源の整備・取組方針等

①児童家庭支援センターの機能強化

・委託先の対応力の向上：ノウハウや知見を共有するための場・機会の必要性。児童相談所、こども家庭センター、児童家庭支援センター共同での事例検討会や研修等の実施する。

・在宅指導措置委託に関しては、民間機関だからこそ訪問支援や同行支援などの動きやすさ、心理士の配置やさまざまな事業の経験により培われた専門性の発揮といった児童家庭支援センターの強みが活かせるケースへの在宅指導措置委託を今後も検討する。

・児童家庭支援センターの周知度は関係機関においてもまだ低く、名称は知っていても、役割等を理解されていないことがあることから、こども家庭福祉行政に携わる機関に周知を行う。

②地域の実情にあわせた事業の実施

・メール相談や休日（土曜）相談窓口の実施、子どもの宅食事業など委託事業所独自の事業を実施。今後も、地域の実情にあわせた事業を提案、実施する。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童家庭支援センターの設置数	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み
定量 2 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	5世帯 延べ件数 一				
3 市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—	—	—	—	—

■ 評価のための指標

評価指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	児童家庭支援センターの設置数	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み
2	児童相談所からの在宅指導措置委託件数とその割合	5世帯 延べ件数 —					
3	市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—	—	—	—	—	—

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	未設置	—
2 助産施設の設置数	市内4施設	市内4施設（達成済み）
3 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数	・令和5年度は児相・家児相合同研修にて特定妊婦をテーマとして研修を実施。保健師も参加し、3機関合同での研修を行った。	特定妊婦等への支援関係職員等への研修 ・実施回数：年1回以上 ・受講者：30人

■ 資源の整備・取組方針等

○妊産婦への支援

- ・妊産婦等生活援助事業の実施について、計画期間中に判断する。対象となる特定妊婦の数や当該事業における必要な支援を既存の取組と整理する。また、他事業で支援ができないかについても検討する。

○助産制度について

- ・サポートプランAを用い、妊娠届出妊婦に、制度の周知・利用案内を行う。
- ・制度対象者が全員利用できるよう、現行の助産施設数を維持する。

○職員研修等

- ・サポートプランの活用（全数面接でのスクーリング・漏れなく対象者を制度につないでいく・その後の支援までを視野に支援者とともに伴走）
- ・制度を理解する研修・制度を活用する研修（事例検討等）の実施
- ・要対協の積極的な活用 情報共有・見守り体制等

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	—	—	—	—
2 助産施設の設置数	4施設				
定量 3 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数	毎年度実施 ・特定妊婦に関わる職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：30人				

■ 評価のための指標

	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	—	—	—	—	—	—
2 助産施設の設置数	4施設						
3 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数	整備すべき見込量等のとおり。□						

一時保護改革に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 一時保護施設の定員数	30人 内訳目安 学齢男児12人 学齢女児12人 幼児6人	—
2 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数	児童養護施設 4箇所、乳児院 1箇所、ファミリー・ホーム 4箇所、里親 81世帯 ※全て令和5年度末時点	ファミリー・ホーム 7箇所 一時保護専用施設 2箇所
3 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	国立武蔵野学院附属人材育成センター（3人） 西日本こども研修センターあかし（1人） 月1回の職員会議の際に研修（各回10人程度）	一時保護所職員に対する所内研修 ・実施回数：12回 ・受講者：延約120人
4 第三者評価を実施している一時保護施設数	令和2年度～（毎年）自己評価実施 令和4年度 外部評価（3年に1回）受審	第三者評価を実施している一時保護所 1か所

■ 資源の整備・取組方針等

一時保護所については、前回計画策定期から定員増（学齢児+4人、幼児+2人）を行っており定員は30人となった。現在の入所児童の状況や今後の見込み数を鑑みて更に定員増を検討する。

児童養護施設等については、2箇所程度の一時保護専用施設を依頼する。

ファミリー・ホームについては、市内7箇所の設置を目指し、一時保護委託の受け皿を更に確保する。

里親については、短期養育里親も引き続き啓発に努め一時保護委託の受け皿を更に確保する。

自立援助生活援助事業（自立援助ホーム）も一部活用し、一時保護委託の受け皿を確保する。

一時保護では児童の権利擁護と最善の利益追求のため、入所日数をできる限り抑える。また、学習支援等の支援の幅を広げる。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 一時保護施設の定員数	30	30	30	30	30
	状況に応じて変更する予定				
定量 2 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数	—	—	—	—	—
3 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	出張研修4名 (武蔵野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武蔵野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武蔵野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武蔵野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武蔵野3/あかし1) ミニ研修12回
4 第三者評価を実施している一時保護施設数	1	1	1	1	1

■ 評価のための指標

評価指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	一時保護施設の定員数	30	30	30	30	30	30
				状況に応じて変更する予定			
2	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	—	—	—	—	—	—
3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回	出張研修4名 (武藏野3/あかし1) ミニ研修12回
4	第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）	(自己評価)	外部評価	(自己評価)	(自己評価)	外部評価	(自己評価)
5	一時保護施設の平均入所日数	30日	30日	28日	28日	25日	25日
6	一時保護施設の平均入所率	85%	85%	85%	80%	80%	75%

児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所における人材確保・育成等に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源		現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1	児童相談所の管轄人口	R6.3末現在 814,597人	令和7年度：802,000人 令和12年度：775,000人
2	第三者評価を実施している児童相談所数	1か所。堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども虐待検証部会において子ども相談所の運営 に関する評価・検証を実施している。	第三者評価を実施している児相：1か所
3	児童福祉司、児童心理司の配置数	計画的に増員を行い、R6.5.1現在で児童福祉司67人、児童心理司34人、計101人を配置している。	児童福祉司：67人 児童心理司：33人
4	市町村支援児童福祉司の配置数	1人を配置している。	市町村支援児童福祉司：1人
5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	計画的に増員を行い、R6.4.1現在で25人を配置している。	児童福祉司スーパーバイザー：25人
6	医師の配置数	嘱託医として6人を配置している。	医師：6人
7	保健師の配置数	2人を配置している。	保健師：2人
8	弁護士の配置数	配置していない。堺市児童虐待等援助チーム委員として登録している弁護士を援助方針会議に招聘し助言等を受けている。	弁護士：0人
9	こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司及び児童心理司は全員受講	研修受講者：100人
10	専門職採用者数	児童福祉司67人のうち社会福祉職65人 児童心理司34人のうち心理職34人	専門職：100人

■資源の整備・取組方針等

児童相談所における人材確保・育成について

○「児童相談所運営指針」及び「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて計画的に必要な職員配置を行い、人材育成を行う。

- ・児童福祉司及び児童心理司を合わせて100人以上の体制を維持する。
- ・非常勤職員として6名の医師を確保する。
- ・複数の弁護士を堺市児童虐待等援助チーム委員として登録し、常時法的対応について助言や相談を受けられる体制の充実を図る。
- ・児童福祉司の増員に応じて指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）を計画的に増員配置し、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図る。
- ・児童福祉司や児童心理司など児童相談所の職員について、年間を通して計画的に研修を実施することにより専門性の向上を図る。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2 第三者評価を実施している児童相談所数	1	1	1	1	1
3 児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司67 児童心理司33	児童福祉司67 児童心理司33	児童福祉司67 児童心理司33	児童福祉司67 児童心理司33	児童福祉司67 児童心理司33
4 市町村支援児童福祉司の配置数	1	1	1	1	1
5 児童福祉司スーパーバイザーの配置数	25	25	25	25	25
6 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	6	6	6	6	6
7 保健師の配置数	2	2	2	2	2
8 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	0	0	0	0	0
9 こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	100	100	100	100	100
10 専門職採用者数	98	99	99	99	100

■評価のための指標

	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	児童相談所の管轄人口		802,000				
2	第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）	1	1	1	1	1	1
3	児童福祉司、児童心理司の配置数	101	100	100	100	100	100
4	市町村支援児童福祉司の配置数	1	1	1	1	1	1
5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	25	25	25	25	25	25
6	医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	6	6	6	6	6	6
7	保健師の配置数	2	2	2	2	2	2
8	弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	0	0	0	0	0	0
9	こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	101	100	100	100	100	100
10	専門職採用者数（割合）	97%	98%	99%	99%	99%	100%